

香川県立病院等事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成22年6月25日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第6号

香川県立病院等事務決裁規程の一部を改正する規程
香川県立病院等事務決裁規程（平成19年香川県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第3（第3条、第4条関係）						別表第3（第3条、第4条関係）					
関係事務	事 項	院長 等委 任	決裁区分			関係事務	事 項	院長 等委 任	決裁区分		
			院長 等	事務 局長	事務 局長 等				院長 等	事務 局長	事務 局長 等
1	略					1	略				
2 服 務 関 係 事 務	(1)～(8) 略					2 服 務 関 係 事 務	(1)～(8) 略				
	(9) 院長等及び所属の職員に対し、 <u>正規の勤務時間以外の時間における勤務等</u> の制限が公務の正常な運営を妨げるかどうか等について通知すること。	略					(9) 院長等及び所属の職員に対し、 <u>深夜勤務又は時間外勤務</u> の制限が公務の正常な運営を妨げるかどうか等について通知すること。	略			
	(10)～(13) 略						(10)～(13) 略				
3	略					3	略				

附 則
この規程は、平成22年6月30日から施行する。